

## ダガーナイフ等の有害指定について

平成20年6月8日に東京・秋葉原で発生した無差別殺傷事件でダガーナイフが使用され、ダガーナイフを含めた殺傷能力の高い刃物について関心が高まっています。

そこで、埼玉県では、これらの刃物の青少年への販売等を禁止するため、埼玉県青少年健全育成条例第12条第1項の規定に基づき、青少年に有害ながん具等として、平成20年8月12日付けで次のとおり指定しました。

条例により有害指定された刃物は、18歳未満の青少年に対し、売買、交換、贈与、貸し付け又は所持させることが禁止され、条例に違反した場合は30万円以下の罰金が科せられます。

- 1 指定年月日 平成20年8月12日
- 2 がん具等の種類 刃物
- 3 指定理由 青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
- 4 がん具等の名称等

名 称	構 造 等	
ダガーナイフ(通称)	鎗(しのぎ)を中心として左右が対称な両刃の刃体を有し、その先端部が著しく鋭い刃物	
スローイングナイフ(通称)	片刃又は両刃で、柄(つか)部の幅よりも刃の幅が大きく、「投げナイフ」とも呼ばれる刃物	
ククリナイフ(通称)	片刃で刀身が凹状に湾曲している刃物で、「グルカナイフ」とも呼ばれるもの	
サバイバルナイフ(通称)	片刃で、峰の部分に鋸(のこぎり)刃を設けた刃体の先端部が著しく鋭い刃物	
コンバットナイフ(通称)	片刃又は両刃で、軍事目的で製造された刃物又は軍事目的で製造されたことをうかがわせる名称の刃物	
アタックナイフ(通称)	同 上	
タクティカルナイフ(通称)	同 上	
コマンダーナイフ(通称)	同 上	
ミリタリーナイフ(通称)	同 上	

<参考> 埼玉県青少年健全育成条例（一部抜粋）

（定義）

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。

（第2号～第4号省略）

がん具等 がん具、刃物その他の器具類をいう。

（有害がん具等の指定及び売買等の禁止）

第12条 知事は、がん具等の構造等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該がん具等を青少年に有害ながん具等として指定することができる。

（第1号省略）

青少年又はその他の者の生命又は身体に対して危険を伴い、又は害を及ぼし、青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（第2項省略）

3 何人も、青少年に対し、第1項の規定により指定されたがん具等（前項の規定により指定されたものとみなされるがん具等を含む。以下「有害がん具等」という。）を売買し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は所持させてはならない。

（罰則）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

第11条第3項、第12条第3項若しくは第4項（以下省略）の規定に違反した者